

都留市地域公共交通活性化協議会  
設立準備会及び  
平成23年度都留市地域公共交通活性化  
協議会第1回会議

日時：平成23年6月28日（火）午後2時00分～

場所：ミュージアム都留 研修室

都 留 市

# 会 議 次 第

## 1. 開 会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 委員の紹介

## 4. 協議事項

### 協議事項 1 都留市地域公共交通活性化協議会規約等の制定について

(1)都留市地域公共交通活性化協議会規約（案）…………… 資料1

(2)都留市地域公共交通活性化協議会構成員（案）…………… 資料2

### 協議事項 2 役員を選出について

### 協議事項 3 平成23年度事業計画及び予算（案）について

### 協議事項 4 地域公共交通確保維持改善事業について

### 協議事項 5 都留市地域公共交通総合連携計画の策定について

## 5. その他

## 6. 閉 会

協議事項 2 役員を選出について

都留市地域公共交通活性化協議会役員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長		規約第 4 条
副 会 長		
監 査 員		

【任期：平成23年6月28日～平成25年3月31日】

協議事項 3 平成23年度事業計画及び予算（案）について

(1) 平成23年度事業計画（案）

日 程	議 事 内 容
平成23年6月28日	協議会規約等の制定について 役員の選出について 平成23年度事業計予算案について 地域公共交通確保維持改善事業について 都留市地域公共交通総合連携計画の策定について
平成23年7月	実証運行における啓発事業について 現状分析、課題の抽出等 調査項目等内容について
平成23年11月	公共交通に関するアンケート調査結果の検証 計画の概要協議
平成23年12月	実証運行等調査結果の検証 新たな運行体系等計画の検討
平成24年2月	運行計画、連携計画の策定

(2) 平成23年度予算（案）

歳入総額 3,401,000円  
歳出総額 3,401,000円

【歳入の部】

款	項	目	金額（円）	適用
1, 負担金	1, 負担金	1, 負担金	0	
2, 補助金	1, 補助金	1, 補助金	3,400,000	地域公共交通確保維持改善事業補助金
3, 繰越金	1, 繰越金	1, 繰越金	0	
4, 諸収入	1, 諸収入	1, 諸収入	1,000	預金利子等
歳入総額			3,401,000	

【歳出の部】

款	項	目	金額（円）	適用
1, 運営費	1, 会議費	1, 会議費	300,000	委員報酬
	2, 事務費	2, 事務費	51,000	会議資料、通知郵送料
2, 事業費	1, 事業費	1, 事業費	3,000,000	連携計画策定委託料
3, 予備費	1, 予備費	1, 予備費	50,000	
歳出 総額			3,401,000	

〔附帯事項〕

項目間の流用は、会長に一任するものとする。

## 協議事項4 地域公共交通確保維持改善事業について

### (1) 地域公共交通の確保・維持・改善の推進～生活交通サバイバル戦略～

生活交通の存続が危機に接している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等、移動にあたっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

#### ■地域公共交通確保維持改善事業

- 地域公共交通確保維持事業【陸上交通・離島交通】
- 地域公共交通バリア解消促進等事業【バリアフリー化・利用環境の改善・地域鉄道の安全性の向上】
- 地域公共交通調査事業

### (2) 地域公共交通調査事業について

#### ①補助対象

地域の公共交通の確保維持改善にかかる計画の策定調査の事業（「総合連携計画」の策定を含む。）

#### ②補助対象者

上記の計画の策定を設置目的の一つとする多様な地域の関係者により構成される協議会（新たに補助要綱で定められる地域公共交通確保維持改善協議会のほか、地域公共交通活性化・再生法に定める法定協議会、離島航路協議会等、既存の協議会を含む。）

#### ③補助対象経費

計画の策定に必要な経費（地域のデータ収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等。）

#### ④補助率

定額（2,000 万円以下）

## 協議事項 5 都留市地域公共交通総合連携計画の策定について

都留市の公共交通網は、市域の中央部を南北に通る私鉄 富士急行線と、都留市駅を起点とした路線バス（富士急山梨バス）により構成されています。

鉄道輸送については、古くから地域間を結ぶ路線として市の交通体系の重要な役割を担っています。しかし、生活スタイルの多様化や自家用車の普及により、一日平均の乗車人員が、減少傾向にあり、JR線等との比較から、乗車料金が路線距離に対し高く感じられるなど、更なる交通便利性の向上が求められています。

バス輸送については、電車を利用できない地域や高齢者などの交通弱者対策としての交通の確保とともに、交通渋滞の解消、環境問題への対応及び自動車事故防止の観点からも市民のバス利用の促進を図ることが必要となっています。しかし、鉄道同様に利用者数が年々減少する中、バス事業の規制緩和により、需給調整規制が廃止され、事業への参入が緩和されましたが、不採算路線からの撤退も容易になる現状となりました。本市では、事業者の努力により、市内の既存の路線は維持されていますが、現状は、全ての路線において不採算となっており、市といたしましても、補助金の交付によりこれらの路線維持に努めるとともに、平成21年度からは、都留市地域公共交通会議を立ち上げ、本市の公共交通における現状の課題を協議してきたところであります。

しかし、不採算路線への対応としての路線バスの減便などから、更なる乗車人員の減少を生み、今後更なる高齢化が予想される本市にあって、市民の利便性に合わせた交通の便をいかに確保していくかが大きな課題となっています。

このようなことから、平成23年度から地域公共交通確保維持改善事業の地域公共交通調査事業を活用し、地域に最適な公共交通の検討を進めるものであります。

### ○都留市地域公共交通総合連携計画の将来ビジョン

持続可能な定常社会の実現を目指し、市の実態を把握し、真に都留市にふさわしい公共交通のあり方を実現するため、利用主体である住民と事業主体である事業者、そして行政が共に連携・協働し合って公共交通を守り、維持していく形が必要です。

市内を通る鉄道を地域間移動の核として、これに接続が可能で、市内の公共施設や繁華街、観光施設、病院等を繋ぐ利便性の良い循環バスを運行させ、その路線を核として、各地域の交通が繋がられる交通ネットワークの構築を検討します。

また、スクールバスや介護タクシー等、現存の市の移動支援施策を体系的に見直し、効率的で効果的な運行体系の維持に向け、利用者である地域住民の意見が反映しやすいシステムが構築されることが必要です。

地域における公共交通を検討していくための組織と、その意見を踏まえ都留市全体の交通体系のあり方を検討し、手法を組み立てていくための組織を有機的に結び付けられるよう、その体制について計画の中で明確にする必要があります。

